

制限付一般競争入札参加者心得（物品用）  
（東京都台東区）

この心得は、制限付一般競争入札に参加する者が守らなければならない事項である。

1. 入札の基本的事項

制限付一般競争入札に参加しようとする者（以下「入札参加者」という。）は、区から提示された図面、仕様書、内訳書、契約書案その他の契約の締結に必要な条件を検討のうえ入札しなければならない。

図面、仕様書、内訳書等に誤記又は脱落があった場合において、当該誤記又は脱落が提示された書面等で相互の関係により明白であるときは、落札者はその誤記又は脱落を理由として契約の締結を拒み、又は契約金額の増額を請求することはできない。

入札は総価により行う。

2. 入札

【電子入札の場合】

入札参加者は、東京電子自治体共同運営電子調達サービスの電子入札サービス（以下「電子入札サービス」という。）上で入札書に必要な事項を入力し、記名又は押印に相当する電磁的記録による認証を付し、あらかじめ確認通知又は指名通知において示した入札締切日時までに入札書を提出しなければならない。

【紙入札の場合】

入札参加者は、入札書に必要な事項を記載し、記名押印（参加申込書にある申込人の印鑑又は代理人の場合は代理人の印鑑）のうえ、必要事項を記載した封筒（別記封筒の書き方を参照）に入れ、封をして、あらかじめ指定された日時及び場所において契約担当者（以下「担当者」という。）に提出しなければならない。

3. 入札保証金

入札参加者は、その見積もる契約金額の100分の3以上の入札保証金を納付しなければならない。

入札保証金に対しては、その受入期間についての利息をつけない。

入札保証金の全部又は一部を免除する場合がある。

4. 公正な入札の確保

入札参加者は、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）等に抵触する行為を行ってはならない。

入札参加者は、入札に当たっては、競争を制限する目的で他の入札参加者と入札価格又は入札意思についていかなる相談も行わず、独自に価格を定めなければならない。

入札参加者は、落札者の決定前に、他の入札参加者に対して入札価格を意図的に開示してはならない。

5. 入札書の書換え等の禁止

入札者は、提出した入札書を書換え、引換え、又は撤回することはできない。

6. 開札

【電子入札の場合】

開札は、あらかじめ指定した日時に、電子入札サービス上で行う。

【紙入札の場合】

開札は、入札終了後直ちに当該入札会場において、入札者の立会いのもとに行う。

入札者は、開札に立会わなくてはならない。

入札者が開札に立会わないときは、当該入札事務に関係ない区職員を立会わせる。

## 7. 入札の無効

次に該当した入札は無効とする。

- 入札に参加する資格のない者及び虚偽の申込みを行った者のした入札
- 入札書の記載事項が不明のもの、又は入札書に記名もしくは押印のないもの
- 入札金額を訂正した入札
- 同一事項の入札について2通以上入札書を提出した者のした入札
- 他人の代理を兼ね、又は2人以上の代理人となった者のした入札
- 連合によると認められる入札
- 郵便、電報及び電話による入札
- 電子入札サービスの不正利用及び電子証明書の不正使用により行った入札
- その他入札条件に違反したもの

## 8. 落札者

区の支出の原因となる契約は、原則として予定価格の制限の範囲内で、最低の価格をもって入札をした者を落札者とする。

## 9. 再度入札

開札をした場合において、各人の入札のうち予定価格の制限の範囲内の価格の入札がないときは、直ちに再度の入札を行う。

再度入札の回数は、2回以内とする。

再度入札に参加することができる者は、その前回の入札に参加した者のうち、当該入札が無効とされなかった者に限る。

## 10. 再度入札の入札保証金

再度入札を行う場合においては、初度の入札に対する入札保証金の納付（入札保証金の納付に代えて提供された担保を含む。）をもって再度入札における入札保証金の納付があった者とみなす。

## 11. くじによる落札者の決定

電子入札サービスにおいて、落札となるべき同価格の入札をした者が2人以上あるときは、当該入札者があらかじめ入札書に記入したくじ番号によりくじ引きを行い、落札者を決定する。

紙入札において、落札となるべき同価格の入札をした者が2人以上あるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせて落札者を決定する。

この場合において、くじを引かない者があるときは、この者に代わって当該入札事務に関係ない区職員がくじを引く。

## 12. 入札結果の通知

開札した場合において、落札者があるときはその者の氏名（法人の場合はその名称。）及び金額を、落札者がいないときはその旨を開札に立会った入札者に知らせる。

## 13. 契約書等の提出

落札者は、区が指示する契約書に記名押印の上、関係書類を添えて一定期間内にこれを担当者へ提出しなければならない。なお、所定の期間内に契約書の提出がないときは、落札の効力がなくなることがある。

## 14. 仮契約について

当該入札案件が議決の議決案件である場合は、入札後仮契約となり議会の議決を経て本契約となる。

落札者は、区が指示する仮契約書に記名押印の上、関係書類を添えて一定期間内にこれを担当者へ提出しなければならない。なお、所定の期間内に仮契約書の提出がないときは、落札の効力がなくなることがある。

## 15. 契約保証金

落札者は、入札執行通知書に定める契約保証金を契約の確定前に納付しなければならない。  
契約保証金の免除に要する関係書類及び契約保証金の代用担保については、契約の確定前に提出しなければならない。

契約保証金に対しては、その受入期間についての利息をつけない。

## 別記 封筒の書き方

